

鹿島臨海都市計画 特別用途地区の変更
(鹿嶋市決定)

令和元年度
鹿 嶋 市

鹿島臨海都市計画特別用途地区の変更（鹿嶋市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別業務地区	約 31ha	(制限の内容) 特別業務地区内における建築物の制限は、建築条例による。
大規模集客施設制限地区	約 134ha	(制限の内容) 大規模集客施設制限地区内における建築物の制限は、建築条例による。
合 計	約 165ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

市内の準工業地域について、10,000㎡超の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を定め、市全体として均衡のとれた都市構造と適正な土地利用を維持し、集約型都市構造の実現を図るものである。